

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	三重県総合文化センターの利用料金の承認	生涯学習室	1頁
	三重県総合文化センターの空調設備使用料及び付属設備使用料の額を 廃止する告示	生涯学習室	13頁

お 知 ら せ

平成16年10月1日付け三重県公報第1613号により「三重県総合文化センターの利用料金の承認」及び「三重県総合文化センターの空調設備使用料及び付属設備使用料の額の廃止」の告示が次のようにされました。

三重県告示第722号

三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例（平成16年三重県条例第34号）附則第6項の規定に基づき、三重県総合文化センター条例第17条第2項の利用料金を次のとおり承認しました。

平成16年10月1日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 指定管理者
財団法人三重県文化振興事業団
- 2 施設の名称及び利用料金の額
三重県総合文化センター
(1) 三重県文化会館のホール、リハーサル室及び楽屋

大ホール	平日	区分	金額(円)			
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	
	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	61,160	91,740	122,330
			一部使用(客席のうち1階部分のみを使用することをいう。以下同じ。)のとき	38,220	57,080	76,450
		入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	その他のとき	40,770	61,160	81,550
			一部使用のとき	25,480	38,220	50,970
			営利又は宣伝を目的とする催物のとき	81,550	122,330	163,100
			一部使用のとき	50,970	76,450	101,940
	入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	その他のとき	61,160	91,740	122,330	
		一部使用のとき	38,220	57,080	76,450	
	土曜日、日曜日及び休日	入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	一部使用のとき	101,940	152,910	203,880
			一部使用のとき	63,200	94,800	126,400
		入場料の額が5,001円以上の場合	一部使用のとき	122,330	183,490	244,660
			一部使用のとき	76,450	114,680	152,910
営利又は宣伝を目的とする催物のとき			76,450	114,680	152,910	
一部使用のとき			47,400	70,840	94,800	
入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	その他のとき	50,970	76,450	101,940		
	一部使用のとき	31,600	47,400	63,200		
入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	101,940	152,910	203,880		
	一部使用のとき	63,200	94,800	126,400		

中ホール	平日	入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	76,450	114,680	152,910
		一部使用のとき	47,400	70,840	94,800
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	127,420	191,140	254,850
		一部使用のとき	79,000	118,250	158,000
		入場料の額が5,001円以上の場合	152,910	229,360	305,820
		一部使用のとき	94,800	142,200	189,610
		入場料を徴収しない場合及 び入場料の額が1,000円以下 の場合	30,580	45,870	61,160
		入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	20,380	30,580	40,770
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	40,770	61,160	81,550
		入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	30,580	45,870	61,160
小ホール	平日	入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	50,970	76,450	101,940
		一部使用のとき	61,160	91,740	122,330
		入場料の額が5,001円以上の場合	38,220	58,100	76,450
		入場料を徴収しない場合及 び入場料の額が1,000円以下 の場合	25,480	38,730	50,970
		入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	50,970	77,470	101,940
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	38,220	58,100	76,450
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	63,710	96,840	127,420
		一部使用のとき	76,450	116,210	152,910
		入場料を徴収しない場合及 び入場料の額が1,000円以下 の場合	9,170	13,760	18,340
		入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	6,110	9,170	12,230
中ホール	平日	入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	12,230	18,340	24,460
		一部使用のとき	9,170	13,760	18,340
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	15,290	22,930	30,580
		一部使用のとき	18,340	27,520	36,690
		入場料の額が5,001円以上の場合	10,700	16,820	22,930
		入場料を徴収しない場合及 び入場料の額が1,000円以下 の場合	7,130	11,210	15,290
		入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	14,270	22,420	30,580
		一部使用のとき	10,700	16,820	22,930
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	18,340	27,520	36,690
		一部使用のとき	22,930	36,690	50,970
小ホール	平日	入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	10,700	16,820	22,930
		一部使用のとき	7,130	11,210	15,290
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	14,270	22,420	30,580
		一部使用のとき	10,700	16,820	22,930
		入場料の額が5,001円以上の場合	7,130	11,210	15,290
		入場料を徴収しない場合及 び入場料の額が1,000円以下 の場合	4,580	7,130	10,700
		入場料の額が1,001円以上 3,000円以下の場合	10,700	16,820	22,930
		一部使用のとき	7,130	11,210	15,290
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	14,270	22,420	30,580
		一部使用のとき	10,700	16,820	22,930

	入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	17,830	28,030	38,220
	入場料の額が5,001円以上の場合	21,400	33,640	45,870
第1リハーサル室	平日	8,150	12,230	16,310
	土曜日、日曜日及び休日	4,070	6,110	8,150
第2リハーサル室	平日	10,190	15,290	20,380
	土曜日、日曜日及び休日	5,090	7,640	10,190
楽屋1及び楽屋2	楽屋3から楽屋8まで	6,110	9,170	12,230
	楽屋9	3,050	4,580	6,110
楽屋10	楽屋11	7,130	11,210	15,290
	楽屋12及び楽屋13	3,560	5,600	7,640
楽屋14から楽屋18まで	楽屋19	2,030	3,050	4,070
	楽屋20	710	1,010	1,420
楽屋21及び楽屋22	楽屋23	1,730	2,540	3,460
	楽屋24	1,220	1,830	2,440
楽屋25	楽屋26	710	1,010	1,420
	楽屋27	2,030	3,050	4,070
楽屋28	楽屋29	710	1,010	1,420
	楽屋30	400	610	810
楽屋31	楽屋32	1,320	2,030	2,650
	楽屋33	710	1,010	1,420
楽屋34	楽屋35	490	730	980
	楽屋36			

備考

- 1 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち1人当たりの最高額をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後10時まで又は午後1時から午後10時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 3 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。
- 4 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分(30分未満のときは、30分とする。)当たり直前(直前がない場合は直後)の単位となっている利用時間の30分当たりの額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合の金額は、超過時間30分(30分未満のときは、30分とする。)当たり直前(直前がない場合は直後)の単位となっている利用時間の1時間当たりの額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 5 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(2) 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

	区分		金額 (円)		
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
第1ギャラリー	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	42,810	55,040	55,040
		その他の場合	14,270	18,340	18,340
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	21,400	27,520	27,520
		その他の場合	7,130	9,170	9,170
第2ギャラリー	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	51,990	65,750	65,750
		その他の場合	17,330	21,910	21,910
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	25,990	33,640	33,640
		その他の場合	8,660	11,210	11,210
レセプションルーム	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	30,580	38,220	38,220
		その他の場合	10,190	12,740	12,740
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	36,690	45,870	45,870
		その他の場合	12,230	15,290	15,290
大会議室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	57,080	73,390	73,390
		その他の場合	28,540	36,690	36,690
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	67,280	88,680	88,680
		その他の場合	33,640	44,340	44,340
中会議室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	24,460	28,540	28,540
		その他の場合	12,230	14,270	14,270
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	7,740	9,170	9,170
		その他の場合	3,870	4,580	4,580
小会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,480	4,890	4,890	
	その他の場合	2,240	2,440	2,440	

備考

- 1 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後9時まで又は午後1時から午後9時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 2 単位となっている利用時間を超えて利用する場合は、超過時間30分(30分未満のときは、30分とする。)当たり直前(直前がない場合にあっては直後)の単位となっている利用時間の30分当たりの額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(3) 三重県生涯学習センター

区分	金額 (円)		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
視聴覚室	13,450	15,690	15,690
営利又は宣伝を目的とする催物の場合 その他の場合	6,720	7,840	7,840
大研修室	11,000	12,840	12,840
営利又は宣伝を目的とする催物の場合 その他の場合	5,500	6,420	6,420
中研修室	5,700	6,520	6,520
営利又は宣伝を目的とする催物の場合 その他の場合	2,850	3,260	3,260
4階小研修室	3,660	4,480	4,480
営利又は宣伝を目的とする催物の場合 その他の場合	1,830	2,240	2,240
2階小研修室	3,660	4,480	4,480
営利又は宣伝を目的とする催物の場合 その他の場合	1,830	2,240	2,240

備考

- 1 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後9時まで又は午後1時から午後9時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 2 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分(30分未満のときは、30分とする。)当たり直前(直前がない場合にあっては直後)の単位となっている利用時間の30分当たりの額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(4) 三重県男女共同参画センター

多目的ホール	区分	金額 (円)		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
平日	入場料を徴収しない場合	9,170	13,760	13,760
	及び入場料の額が1,000円以下の場合	6,110	9,170	9,170
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	12,230	18,340	18,340
	入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	9,170	13,760	13,760
	入場料の額が5,001円以上の場合	15,290	22,930	22,930
土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合	10,700	16,820	16,820
	及び入場料の額が1,000円以下の場合	7,130	11,210	11,210

	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合		14,270	22,420	22,420
	入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	入場料の額が5,001円以上の場合			
特別会議室	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合	17,830	28,030	28,030
	入場料の額が5,001円以上の場合		21,400	33,640	33,640
セミナー室A	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	8,970	11,000	11,000
	その他の場合	その他の場合	4,480	5,500	5,500
セミナー室B	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	8,760	10,390	10,390
	その他の場合	その他の場合	4,380	5,190	5,190
セミナー室C	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,070	4,680	4,680
	その他の場合	その他の場合	2,030	2,340	2,340
生活工房	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	8,760	10,390	10,390
	その他の場合	その他の場合	4,380	5,190	5,190
	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	10,800	12,430	12,430
		その他の場合	5,400	6,210	6,210
	3分の2使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	7,330	8,560	8,560
		その他の場合	3,660	4,280	4,280
	3分の1使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	3,660	4,280	4,280
		その他の場合	1,830	2,140	2,140
和室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	3,460	4,070	4,070
	その他の場合	その他の場合	1,730	2,030	2,030
茶室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	13,250	15,290	-
	その他の場合	その他の場合	6,620	7,640	-
フィットネスルーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,680	5,300	5,300
△	その他の場合	その他の場合	2,340	2,650	2,650

備考

- 1 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち1人当たりの最高額をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後9時まで又は午後1時から午後9時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額の額を合算した額とする。
- 3 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合は、別途定める。
- 4 単位となっている利用時間を超えて利用する場合は、超過時間30分（30分未満のときは、30分とする。）当たり直前（直前がない場合には直後）の単位となっている利用時間の30分当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 5 練習又は準備のために多目的ホールを利用する場合は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(5) 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスの必要な場所

区分	1年間の金額(円)
レストラン(事務室及びロッカーを含む。)	3,653,240
売店	304,770
その他の場所(1平方メートル当たり)	38,500

備考

- 1 その他の場所については、利用する面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。
- 2 金額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所

区分	金額(円)			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	
祝祭広場	貸館利用者 営利又は宣伝を目的とする催物の場合	750	1,000	1,000
	その他の場合	-	-	-
知識の広場	貸館利用者以外 営利又は宣伝を目的とする催物の場合	1,500	2,000	2,000
	その他の場合	750	1,000	1,000
その他の広場	貸館利用者 営利又は宣伝を目的とする催物の場合	750	1,000	1,000
	その他の場合	-	-	-
その他の場所(1平方メートル当たり)	貸館利用者以外 営利又は宣伝を目的とする催物の場合	1,500	2,000	2,000
	その他の場合	750	1,000	1,000
			1年間につき	38,500

備考

- 1 その他の場所については、利用する面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。
- 2 金額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(7) センターの附属設備及び備品

イ 空調設備

ホール名	単位	金額(円)	
		三重県文化会館	三重県男女共同参画センター
大ホール	1時間	4,070	-
中ホール	1時間	3,050	-

小ホール	1時間	1,010	-
多目的ホール	1時間	-	1,010

口 附属設備

設備名	単位	金額(円)	
(舞台設備)			
オーケストラピット (大ホール1)	1式		5,090
オーケストラピット (大ホール2)	1式		5,090
オーケストラピット (中ホール) (脇花道を含む。)	1式		8,150
音響反射板 (大ホール)	1式		8,150
音響反射板 (中ホール)	1式		5,090
舞台せり (大)	1式		3,050
舞台せり (小)	1式		1,010
スライディング	1式		5,090
回り舞台	1式		5,090
美術バトン	1本		400
平台	1坪		200
演台 (大) (花台を含む。)	1式		1,010
演台 (中) (花台を含む。)	1式		500
司会台	1台		300
長机	1台		100
折り畳み椅子	1脚		50
オーケストラ用椅子	1脚		100
式典用椅子	1脚		300
所作台	1式		8,150
仮設能舞台	1式		15,290
松羽目	1式		2,540
竹羽目	1式		2,540
地がすり (黒色)	1式		3,050

地がすり (灰色)	1式	3,050
バレエマット	1枚	5,090
定式幕	1式	5,090
白紗幕 (英国紗)	1枚	2,030
黒紗幕 (英国紗)	1枚	2,030
リアスクリーン	1枚	5,090
ジョーゼット幕	1列	5,090
バック幕 (波紗幕)	1枚	5,090
ドロップ (山景色)	1枚	5,090
ドロップ (川景色)	1枚	5,090
ドロップ (波景色)	1枚	5,090
金屏風	1双	2,030
銀屏風	1双	2,030
上敷	1坪	200
大太鼓 (2丸台付)	1台	1,010
毛せん (紺)	1坪	200
毛せん (紺)	1坪	200
赤布	1坪	100
高座座布団	1枚	200
長座布団	1枚	200
ドライアイスマシン (楽器)	1台	2,030
ピアノ (スタンウェイ) (大ホール・中ホール)	1台	13,250
ピアノ (スタンウェイ) (小ホール・リハーサル室)	1台	6,110
ピアノ (ベーゼンドルファー)	1台	13,250
ピアノ (ヤマハ)	1台	6,110
ピアノ (カワイ)	1台	6,110
アップライトピアノ	1台	1,010
電子ピアノ	1台	1,010
チェレスタ	1台	5,090

ポシティブオルガン	1台	10,190
チェンバロ	1台	10,190
ハーブ	1台	5,090
チャイム	1台	2,030
ティンパニー	1式	3,050
指揮台(2段式)	1式	500
譜面台(折り畳み式)	1台	50
譜面台(スタンド式)	1台	100
譜面灯	1灯	50
ベース椅子	1脚	200
(照明設備)		
スポットライト	1kw	200
ピンスポットライト(3kw)	1台	2,030
ピンスポットライト(2kw)	1台	1,010
ピンスポットライト(1kw)	1台	500
デザイナー調光卓	1式	15,290
パニー(2.5kw)	1台	2,030
マルチストロボ	1台	1,010
スモークマシーン	1台	2,030
(音響設備)		
拡声装置(大ホール又は中ホール)	1式	2,540
拡声装置(小ホール又は多目的ホール)	1式	1,010
マイク	1本	500
録音再生装置	1台	500
移動用ミキサー	1台	2,000
音響効果機器	1台	1,000
移動用ダイレクトボックス	1台	600
移動用スピーカ(大)	1台	2,000
移動用スピーカ(小)	1台	1,000
ポータブルワイヤレスシステム	1式	1,010
(映写設備)		
16ミリ・35ミリ兼用映写機	1式	10,190

35ミリ映写機	1式	5,090
16ミリ映写機 (ホールにあるものに限る。)	1式	3,050
(その他)		
3色LED表示装置	1式	15,290
ハイビジョンシステム	1式	15,290
持込機材電気使用料	1kw	150
AVシステム	1式	2,030
ビデオプロジェクター	1式	2,030
同時通訳機	1式	15,290
スライド映写機	1式	1,010
オーバーヘッドプロジェクター	1式	1,010
16ミリ映写機	1式	2,030
茶器 (茶室にあるものに限る。)	1式	1,010

備考

- 1 空調設備の利用の時間が1時間未満であるときは、当該利用の時間は1時間とし、利用の時間に1時間未満の時間があるときは、当該1時間未満の時間は切り捨てる。
- 2 附属設備の利用料金は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時 (大ホール、中ホール、小ホール及びびりハール茶室にあつては午後10時) までの各時間帯における利用料金とする。ただし、茶器 (茶室にあるものに限る。) の利用料金は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの各時間帯における利用料金とする。

3 利用料金の承認年月日

平成16年9月27日

4 利用料金の適用年月日

平成16年10月1日

三重県告示第723号

三重県総合文化センターの空調設備使用料及び附属設備使用料の額を廃止する告示を次のように定めます。

平成16年10月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県総合文化センターの空調設備使用料及び附属設備使用料の額を廃止する告示

三重県総合文化センターの空調設備使用料及び附属設備使用料の額（平成9年三重県告示第736号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社